

# 山口県報

平成24年  
3月30日  
(金曜日)

## 目 次

一	山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	一
二	教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	二
三	山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則	三
三	教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則	三
三	市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則	三
三	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	三
四	山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	四
四	山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則	四
五	山口県青年の家規則を廃止する規則	五
五	山口県少年自然の家規則を廃止する規則	五
五	山口県青少年交流施設規則を廃止する規則	五
五	山口県体育施設規則を廃止する規則	五
五	教委訓令	五
五	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令	五



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

### 山口県教育委員会規則第一号

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 目次中、「（第五十五条の二―第六十条）」を、「（第五十六条―第五十九条）」に、
- 第六款 体育施設（第六十一条―第六十二条）
- 第七款 総合教育支援センター（第六十三条―第六十八条）
- 第八款 青年の家（第六十九条―第七十三条）
- 第九款 少年自然の家（第七十四条―第八十二条）
- 第十款 青少年野外活動センター（第八十三条―第八十六条の五）
- 第十一款 青少年交流施設（第八十六条の六―第八十六条の九）
- 第六款 総合教育支援センター（第六十条―第六十四条）
- 第七款 青少年自然の家（第六十五条―第六十八条）
- 第九十条」を、「（第六十九条―第七十二条）」に、「（第九十一条）」を、「（第七十三条）」に、「（第九十二条）」を、「（第七十四条）」に改める。
- 第十一条の表学校安全・体育課の項中「スポーツ振興班」を「学校体育班」に改める。
- 第十二条中、「（次項に規定するものを除く。）」を削り、同条の表教育政策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同表教職員課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表高校教育課の項第一号中「山口県立学校及び」を「山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校及び山口県立特別支援学校（以下この表において「山口県立学校」という。）の学校職員並びに」に改め、同項第八号中「校長、教員その他の教育職員」を「学校職員」に改め、同表社会教育・文化財課の項第十五号を次のように改める。
- 十五 図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センター及び青少年自然の家に関すること。
- 第十二条の表学校安全・体育課の項第八号及び第九号を次のように改める。
- 八 学校体育関係団体の連絡及び調整に関すること。
- 九 学校保健関係法人及び学校体育関係法人に関すること。
- 第十二条の表学校安全・体育課の項第十号から第十二号までを削る。
- 第十五条第一項の表課の項中「主査」を「副課長」に改め、同条第二項の表課の項中「主幹」を「主査」に改める。

第五十六条から第六十条までを削り、第五十五条の五を第五十九条とし、第五十五条の四を第五十八条とし、第五十五条の三を第五十七条とし、第五十五条の二を第五十六条とする。

第四章第一節第六款を削る。

第四章第一節第七款中第六十三条を第六十条とし、第六十四条から第六十六条までを三条ずつ繰り上げ、第六十七条を削る。

第六十八条中「第六十三条」を「第六十条」に改め、同条を第六十四条とする。

第四章第一節第七款を同節第六款とする。

第四章第一節第八款及び第九款を削る。

第十款 青少年野外活動センター」を「第十款 青少年自然の家」に改める。

第八十三条中「山口県青少年野外活動センター条例」を「山口県青少年自然の家条例」に、「青少年野外活動センターの」を「青少年自然の家の」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
山口県油谷青少年自然の家	長 門 市
山口県秋吉台青少年自然の家	美 祢 市
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山 口 市
山口県由宇青少年自然の家	岩 国 市

第四章第一節第十款中第八十三条を第六十五条とする。

第八十四条中「青少年野外活動センター」を「青少年自然の家」に改め、同条第一号中「対する」の下に「自然の観察及び」を加え、同条第二号中「集団宿泊訓練」を「集団宿泊研修又は団体宿泊研修」に改め、同条を第六十六条とする。

第八十五条中「青少年野外活動センター」を「青少年自然の家」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 施設の使用日又は使用時間を変更すること。

第八十五条第三号中「使用」を「施設の使用」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。  
第八十五条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(青少年自然の家の管理運営)

第六十八条 前三条に規定するもののほか、青少年自然の家の管理運営について必要な事項は、山口県青少年自然の家規則(昭和四十九年山口県教育委員会規則第四号)に定めるところによる。

第八十六条から第八十六条の五までを削る。

第四章第一節第十款を同節第七款とする。

第四章第一節第十一款を削る。

第四章第二節中第八十七条を第六十九条とし、第八十八条から第九十条までを十八条ずつ繰り上げる。

第九十一条第二号の表山口県スポーツ推進審議会の項を削り、第五章中同条を第七十二条とする。

第六章中第九十二条を第七十四条とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分中「調整監」の下に、「副課長」を加える。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中

室 長	上司の命を受けて室の事務を掌理する。
室 長	上司の命を受けて室の事務を掌理する。
室 長	上司の命を受けて室の事務を掌理する。

に改める。

副 課 長 課長をたすけ、上司の命を受けて課の事務を整理する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第六条の第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設若しくは同法第六条の三第二項」に、「に係る施設から当該子連れられて帰宅する」を「を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に当該子を迎えるため赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員のサービスの宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の項中「、総合教育支援センター及び青少年野外活動センター」を「及び総合教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立柳井商工高等学校の項中

機械科	3	40
制御科	3	—
建築・情報科	3	—
機械科	3	40

を

「機械科 3 40」に改め、「全日制課程機械・制御科及び建築・情報科は、平成22年編から年次編編を編下する。」を削り、同表山口県立田布施農業高等学校の項及び山口県立田布施工業高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「30」を「36」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「14」を「20」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「30」を「35」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「47」を「36」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「68」を「71」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「30」を「35」に改め、同表山口県立秋総総合支援学校の項中「33」を「27」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロを次のように改める。

ロ 申請者が同居しようとする者の住民票の写し  
 第五条第二号イを次のように改める。

イ 申請者が新たに同居しようとする保護者の住民票の写し  
 別表第二中「六呂師中学校区」を「柱野中学校区（平成二十二年九月三十日における六呂師中学校区に限る。）」に改める。

別記第一号様式（その一）の添付書類2を次のように改める。

2 申請者が同居しようとする者の住民票の写し

別記第一号様式（その二）の添付書類1を次のように改める。

1 申請者が新たに同居しようとする保護者の住民票の写し

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第八号

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則

山口県青少年野外活動センター規則（昭和四十九年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県青少年自然の家規則

第一条中、「山口県青少年野外活動センター条例」を「山口県青少年自然の家条例」に、「青少年野外活動センターの」を「青少年自然の家の」に改める。

第二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 指定管理者に管理を行わせようとする青少年自然の家の概要

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 応募に係る青少年自然の家の名称及び位置

第三条第一項に次の一号を加える。

三 青少年自然の家の管理に係る事業計画

第三条第二項第三号中、「青少年野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

第四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

第五条及び第六条中、「青少年野外活動センター」を「青少年自然の家」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県青年の家規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第九号

山口県青年の家規則を廃止する規則

山口県青年の家規則（昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県少年自然の家規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十号

山口県少年自然の家規則を廃止する規則

山口県少年自然の家規則（昭和四十八年山口県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県青少年交流施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十一号

山口県青少年交流施設規則を廃止する規則

山口県青少年交流施設規則（平成九年山口県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

山口県青少年交流施設規則（平成九年山口県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県体育施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十二号

山口県体育施設規則を廃止する規則

山口県体育施設規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 本庁の課の文書取扱主任は、副課長（副課長が置かれていない課にあつては、課長が指定する職員）をもつて充てる。

別記第六号様式及び別記第七号様式中、「（中略）」を「（中略）」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山田 隆